

専 決 処 分 書

伊丹市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を要すべきところ、その処置に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので、同法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

伊丹市介護保険条例の一部を改正する条例

別記のとおり

令和2年4月2日

伊丹市長 藤原 保 幸

伊丹市介護保険条例の一部を改正する条例（令和２年伊丹市条例第２２号）

伊丹市介護保険条例（平成１２年伊丹市条例第４号）の一部を次のように改正する。

付則第７条の見出し中「平成３１年度及び平成３２年度の各年度」を「令和２年度」に改め、同条第１項中「平成３１年度及び平成３２年度の各年度」を「令和２年度」に、「２３，４００円」を「１８，８００円」に改め、同条第２項中「平成３１年度」を「令和２年度」に、「３９，０００円」を「３１，２００円」に改め、同条第３項中「平成３１年度」を「令和２年度」に、「４５，３００円」を「４３，７００円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊丹市介護保険条例付則第７条の規定は、令和２年度以後の年度分の保険料率について適用し、平成３１年度分までの保険料率については、なお従前の例による。